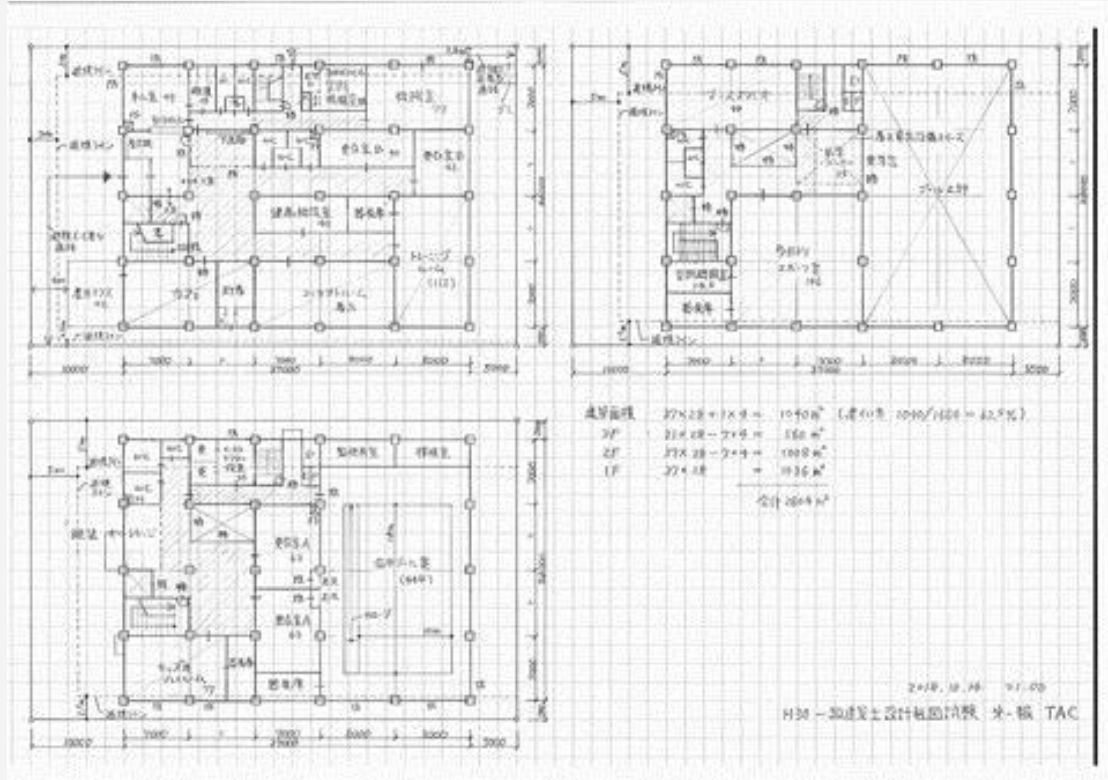


平成 30 年一級建築士 設計製図試験総評

一級建築士設計製図試験を受験された皆様、本日は本当にお疲れ様でした。

総じて計画の自由度が非常に高く、計画を進めるに当たっての糸口が見つけづらく、その一方、建蔽率、床面積の合計の条件は厳しく、計画をまとめるのが難しい課題だったと言えます。

第一報のプランをUPします。



今年の課題の主な特徴は次のとおりです。

1. アプローチを想定しにくい

エントランスは、東・西・南・北のいずれに設けてもよく、アプローチを想定しにくい課題です。

2. 境界線からのアキを想定しにくい

駐車場と駐輪場は敷地内に設けないため、境界線からのアキを想定しにくい課題です。

なお、東西南北いずれも最小のアキで計画すると、建蔽率を大きく超えてしまいます。床面積の合計も大きく超えてしまいます。

3. 要求室の設置階を想定しにくい

利用者の部門が「健康増進部門」しかなく、設置階を想定しにくい課題です。

4. プールの配置が縦でも横でも一長一短で、想定しにくい

・プールの長さが 18m、幅 10m であり、プールの幅 10m にプールサイド 2m ずつ、任意で車いす用スロープ 1.5m を設けると約 16m 必要 (8m x 2) です。

・プールの長さ 18m にプールサイド 2m ずつ設けると、約 22m で計画できますが、指定された約 450 m² を確保するためには、長さ約 28m 必要です。

- ・プールを縦に計画すると、隣地アキが北・南合わせて4mでギリギリとなります。
- ・プールを横に計画すると、南北3スパンの計画(北アキ4m・8m・8m・8m・南アキ4mなど)となり、南北3スパンの計画は工夫が必要になります。

5. 利用者の靴の履き替え

「計画の要点等」において「利用者の靴の履き替え等を考慮した、各部門のゾーニング及び動線計画」が求められていますが、上足利用、下足利用の指定がありません。
エントランスホールで履き替えて、館内はすべて上足利用と考えることもできます。

6. 「延焼のおそれのある部分の位置」、「防火設備」の図示

「延焼のおそれのある部分の位置」、「防火設備」の図示については、平成 30 年の二級建築士の出題と同様の出題でした。

課題文に示された「防火設備等の凡例」は「延焼のおそれのある部分」と「防火区画」に分かれ、「防火区画」の中で(防)と(特)が示されているため、防火区画について(防)と(特)を分けて図示するのが適切です。

7. コンセプトルーム

平成 29 年に引き続き、使い方を自由に提案するコンセプトルームが出題されました。

8. 空調機械室

空調機械室が「多目的スポーツ室用に設ける。」と指示され、他の室用の空気調和設備の条件がありませんでした。他の室用の空気調和設備については、課題発表の際の「空気調和設備等を適切に計画する。」にしたがって、空調機械室等を設けるのが適切と考えられます。

9. 南側の「歩行者専用道路」について

歩行者専用道路も「道路」として扱うのが妥当です。

①延焼のおそれのある部分

歩行者専用道路の中心線から1階で3m以下、2階以上で5m以下の部分は「延焼のおそれのある部分」とするのが妥当です。

また、北側、西側の隣地境界線からも1階で3m以下、2階以上で5m以下の部分は「延焼のおそれのある部分」となります。

②道路斜線制限はかからない。

前面道路の反対側に公園がある場合、道路斜線制限の起点は、公園の反対側になるため道路斜線制限はかかりません。(令 134 条)

10. 地盤略断面図について

N値=30 の砂礫層が支持層となります。

べた基礎の場合は、基礎底面まで2mとすれば地下水位よりも高く、適切です。

以上です。本日はお疲れさまでした。